

廃棄物処理法 バーゼル法

改正案が成立

最大1年半以内に施行

雑品スクラップ管理の適正化などを目的とした廃棄物処理法の改正案と、使用済み鉛バッテリー輸出や廃電子

基板輸入の手続き変更を盛り込んだバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の改正案が

9日の参議院で採決され、成立した。両改正法は今週にも公布される見通しで、

廃棄物処理法はそこから1年以内、バーゼル法は1年半以内に施行される。

改正廃棄物処理法は、雑品スクラップを取り扱うヤードに都道府県への届出義務を課すことなどを盛り込む。改正バーゼル法は使用済み鉛バッテリーを韓国などOECD加盟国に輸出する際も環境大臣の確認を必要にするほか、廃電子基板

輸入は規制を緩和する。バーゼル条約に抵触する有害使用済み機器のリスト化などにより、それを含む雑品スクラップの輸出を規制する。

詳細な規制内容の変更は、昨年からの改正案を議論してきた環境省と経済産業省の合同会議か、新たに会議を立ち上げて議論される見通し。